平成２１年（フ）第３１３３号
福岡県古賀市新久保２丁目12番12号
債務者　小川　敏夫
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１５７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4947番地２篠栗コーポＢ201号
債務者　木村　京子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１６３号
福岡市中央区福浜２丁目４番１―404号
債務者　三浦　正美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１８３号
福岡県春日市昇町６丁目74番地的野ビル303号
債務者　田代　豊秀
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２２６号
福岡市南区向新町２丁目７番１―402号
債務者　松尾真由美（旧姓箱丸）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２３８号
福岡市南区屋形原３丁目６番26号
債務者　田中　祐子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２４５号
福岡市南区和田３丁目１番17―101号
債務者　濱端　秀行
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２４６号
福岡市南区和田３丁目１番17―101号
債務者　宮崎　隆志
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２４７号
福岡市南区和田３丁目１番17―101号
債務者　宮崎貴美香
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２４８号
福岡県宗像市土穴４丁目６番３号
債務者　田口　　幹
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２４９号
福岡県宗像市土穴４丁目６番３号
債務者　田口　幸代
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２５４号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼３丁目14番８号
債務者　伊藤　義幸
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２５８号
福岡市東区原田１丁目20番16―203号
債務者　宗　　毅
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２７９号
福岡市東区高美台２丁目41番７号
債務者　緒方　綾花（旧姓砥板）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２８９号
福岡県糸島市東1578番地
債務者　水鳥川美代子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３０５号
福岡県大野城市錦町４丁目３番８―303号
グリンデルワルト
債務者　久原　博子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３０８号
福岡市南区三宅３丁目15―５―103
債務者　福田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３１４号
福岡県糸島市蔵持799番地１
債務者　松木　次芳
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部